



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………三
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………三

公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………六
- 河川整備基本方針の公表……………(建設局河川部計画課)……………六

告示

●東京都告示第八百七十五号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森中一丁目及び大森中二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十六日から同年十二月八日まで

●東京都告示第八百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区亀有二丁目、亀有三丁目及び青戸八丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月一日から同月三十一日まで

●東京都告示第八百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西水元一丁目、西水元二丁目、西水元三丁目及び西水元四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から同年五月三十一日まで

●東京都告示第八百七十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量及び用地測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十六日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

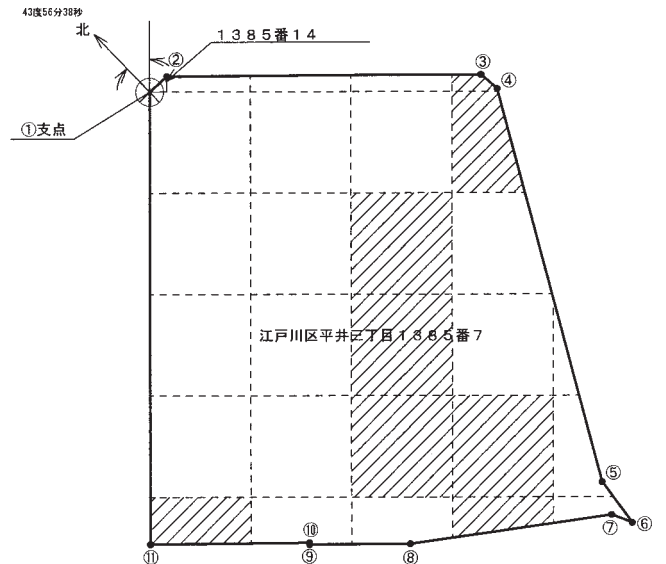
平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

測点名	X座標	Y座標
①支点	-32952.884	745.940
②	-32952.805	748.181
③	-32974.329	770.739
④	-32976.476	770.919
⑤	-33011.560	751.432
⑥	-33016.479	750.748
⑦	-33014.536	749.814
⑧	-33002.747	733.512
⑨	-32995.843	726.260
⑩	-32995.713	726.376
⑪	-32984.873	714.910



座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】
 支点の位置は、X=-32952.884、Y=745.940とする。

【格子の回転角度(43度56分38秒)】
 格子の回転角度は、①支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 単区画

●東京都告示第八百八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社みずならの木	放課後等デイサービス 生活塾みずならの木 東小岩	江戸川区東小岩三丁目17番19号 1階	平成28年9月30日
合同会社緑グループ	緑ジェルキッズ	葛飾区堀切5丁目50-9 吉田ビル1階	平成28年10月31日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社みずならの木	放課後等デイサービス 生活塾みずならの木 東小岩	江戸川区東小岩三丁目17番19号 1階	平成28年9月30日
株式会社ファーストワン	ハッピーテラス江古田教室	練馬区豊玉北二丁目16番3号	平成28年10月31日
合同会社緑グループ	緑カレッジ	足立区鹿浜4-26-4 トーヨービル1号室	同日
合同会社緑グループ	緑ジェルキッズ	葛飾区堀切5丁目50-9 吉田ビル1階	同日

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第6号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

千代田練馬田無線	練馬区豊玉北三丁目18番地先から練馬区谷原二丁目1番地先まで
	新宿区西落合四丁目24番地先から練馬区豊玉北三丁目12番地先まで

を

千代田練馬田無線	新宿区中落合三丁目9番地先から豊島区南長崎六丁目7番地先まで
	新宿区西落合四丁目24番地先から練馬区豊玉北三丁目12番地先まで
	練馬区豊玉北三丁目18番地先から練馬区谷原二丁目1番地先まで
川崎府中線	稲城市矢野口483番地先から府中市寿町二丁目4番地先まで

に

改め、同表新宿国立線の項中

府中市西原町一丁目17番地先から府中市武蔵台一丁目21番地先まで

を

杉並区永福四丁目19番地先から杉並

子線	川区南品川二丁目4番地先まで
	品川区東品川四丁目13番地先から品川区東品川四丁目12番地先まで
角筈和泉町線	新宿区西新宿四丁目33番地先から渋谷区本町一丁目55番地先まで

南田中町地町線	練馬区南田中四丁目1番地先から練馬区土支田一丁目29番地先まで
赤羽西台線	板橋区坂下三丁目1番地先から板橋区三園二丁目7番地先まで
	板橋区舟渡三丁目3番地先から板橋区舟渡四丁目2843番地先まで

南田中町地町線	練馬区南田中四丁目1番地先から練馬区土支田一丁目29番地先まで
長後赤塚線	板橋区高島平三丁目4番地先から板橋区三園一丁目1番地先まで
赤羽西台線	板橋区坂下三丁目1番地先から板橋区三園二丁目7番地先まで
	板橋区舟渡三丁目3番地先から板橋区舟渡四丁目2843番地先まで
新荒川堤防線	江東区東砂六丁目17番地先から江東区東砂六丁目10番地先まで
上野月島線	江東区深川二丁目6番地先から江東区門前仲町二丁目5番地先まで

永代葛西橋線	江東区永代二丁目36番地先から江東区南砂四丁目3番地先まで
永代葛西橋線	江東区永代二丁目36番地先から江東区南砂四丁目3番地先まで
亀戸葛西橋線	江東区東砂六丁目8番地先から江東

線	区東砂八丁目20番地先まで
---	---------------

赤坂杉並線	渋谷区神南二丁目3番地先から渋谷区上原一丁目1番地先まで
	渋谷区神南二丁目3番地先から渋谷区神南二丁目1番地先まで

所沢府中線	小平市上水本町三丁目1番地先から府中市寿町二丁目4番地先まで
	府中市本宿町二丁目23番地先から府中市西原町一丁目17番地先まで

環状六号線	渋谷区神泉町22番地先から渋谷区上原一丁目1番地先まで
	渋谷区神泉町9番地先から渋谷区神泉町22番地先まで

瑞穂富岡線	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎1200番地先から青梅市今井二丁目1195番地先まで
川崎府中線	稲城市矢野口483番地先から府中市寿町二丁目4番地先まで

所沢武蔵村山立川線	武蔵村山市中央一丁目40番地先から立川市砂川町三丁目1番地先まで
長後赤塚線	板橋区高島平三丁目4番地先から板橋区三園一丁目1番地先まで

上野月島線	江東区深川二丁目6番地先から江東区門前仲町二丁目5番地先まで
鯉洲大山線	新宿区西落合四丁目24番地先から豊島区南長崎六丁目9番地先まで

新宿副都心三号線	新宿区西新宿二丁目8番地先から新宿区西新宿二丁目10番地先まで
新宿副都心十二号線	新宿区西新宿三丁目6番地先から新宿区西新宿二丁目8番地先まで

新宿副都心十三号線	新宿区西新宿三丁目8番地先から新宿区西新宿二丁目11番地先まで
-----------	---------------------------------

特別区道江5号	江東区新大橋一丁目から江東区新大橋一丁目まで
---------	------------------------

墨田区特別区道墨111号路線	墨田区太平一丁目19番地先から墨田区向島一丁目11番地先まで
----------------	--------------------------------

特別区道江5号	江東区新大橋一丁目から江東区新大橋一丁目まで
特別区道江112号	江東区東砂七丁目11番地先から江東区東砂六丁目20番地先まで

大田区道17-2号線	大田区京浜島三丁目7番先から大田区京浜島二丁目21番先まで
------------	-------------------------------

大田区道17-2号線	大田区京浜島三丁目7番先から大田区京浜島二丁目21番先まで
特別区道北1263号	北区王子三丁目6番地先から北区豊島二丁目8番地先まで

改め、同表八王子市幹線1級23号線の項中

八王子市明神町一丁目117地先から八王子市明神町一丁目140地先まで	を
------------------------------------	---

八王子市明神町一丁目117地先から八王子市明神町一丁目140地先まで	を	八王子市明神町一丁目140番地先から八王子市北野町594番地先まで
------------------------------------	---	-----------------------------------

に改め、同表中

青511号	青梅市新町九丁目2211番から青梅市新町九丁目2222番まで
-------	--------------------------------

を

に、

を

に、

を

に、

に、

を

に、

を

に

に改め、同表中

本宿小通り	府中市西原町一丁目1番地先から府中市西原町一丁目17番地先まで
-------	---------------------------------

青511号	青梅市新町九丁目221番から青梅市新町九丁目222番まで
多摩川通り	府中市住吉町二丁目30番地先から府中市南町五丁目38番地先まで
本宿小通り	府中市西原町一丁目1番地先から府中市西原町一丁目17番地先まで
市道昭島24号	昭島市拝島町四丁目10番地先から昭島市中町三丁目1番地先まで

羽村市道第201号線	羽村市栄町三丁目5番2から羽村市緑ヶ丘三丁目3番12まで
羽村市道第2005号線	羽村市緑ヶ丘三丁目4番13から羽村市緑ヶ丘三丁目5番7まで

羽村市道第201号線	羽村市栄町三丁目5番2から羽村市緑ヶ丘三丁目3番12まで
羽村市道第2005号線	羽村市緑ヶ丘三丁目4番13から羽村市緑ヶ丘三丁目5番7まで
羽村市道第2122号線	羽村市緑ヶ丘三丁目6番地先から羽村市緑ヶ丘三丁目7番地先まで

改める。

附 則

- この規則は、平成29年5月19日から施行する。
- この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条

の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、新可燃ごみ処理施設整備事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

浅川清流環境組合

管理者 大坪 冬彦

日野市石田一丁目二百十番地の二

- 対象事業の名称

新可燃ごみ処理施設整備事業

- 工事着手の予定年月日

平成二十九年五月十七日

- 工事完了の予定年月日

平成三十二年三月三十一日

- 届出日

平成二十九年四月二十六日

河川整備基本方針の公表について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一

項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 河川整備基本方針の名称

呑川流域河川整備基本方針

- 対象とする河川の名称

二級河川呑川

- 河川整備基本方針を定めた年月日

平成二十九年四月二十日

- 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 〇三(三三二二)一一一一(代)

郵便番号 113-0001

